規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 当	項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項(JIS C 9335-1(以下、第1部)の規	
第1項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当		定による。)	
		それがないよう設計されるものとする。			機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人	
					体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機	
					能する構造でなければならない。	
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当		第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当		る。	
		良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。		箇条 22	箇条 22 構造	
				22.104	22.104 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接	
					触するような底面の開口部があってはならない。	
				22.109	22.109 同時通電される電熱素子及びモータの数を制限す	
					るプログラマブル電子回路によって制御される機器の場	
					合には、電熱素子及びモータの全ての組合せにおける同時	
					駆動が、機器を不安全な状態にしてはならない。	
				箇条 25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.1	25.1 機器は、機器用インレットを備えてはならない。	
				25.3	25.3 固定形機器及びローラ若しくはキャスタ又はこれら	
					と類似の手段を備えていない40kgを超える質量をもつ機	
					器は、機器を設置した後に、電源コードが接続できる構造	
					でなければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当		第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次によ	
第1項	る設計等	態の発生を防止するとともに、発生時におけ	□非該当		る。	
		る被害を軽減する安全機能を有するよう設		箇条 19	箇条19 異常運転	
		計されるものとする。		19.101	19.101 プログラマ又はタイマをもつ機器は、不適切な操	
					作、又はプログラマ、タイマなどの制御装置若しくはこれ	
					らを組み込む装置の故障が発生した場合でも、火災、傷害	
					又は感電の危険を、できるだけ未然に防止できる構造でな	
					ければならない。	
				箇条 20	箇条20 安定性及び機械的危険	
				20.105	20.105 ドア又は蓋が閉じた状態に限り運転が可能になる	
					ように、ドア及び蓋にはインタロックを備えなければなら	
					ない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.101	22.101 発熱体用保護装置及び不意な動作が危険なモータ	
					保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくと	
					も1極以上を遮断する、非自己復帰形のトリップフリーの	
					ものでなければならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前項の規定による措置のみによ	■該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項	る設計等	ってはその安全性の確保が困難であると認	□非該当		る。	
		められるときは、当該電気用品の安全性を確		箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
		保するために必要な情報及び使用上の注意		7.12.1	7.12.1 設置するときに特別な注意が必要な場合には、その	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条		について、当該電気用品又はこれに付属する			詳細を記載した据付説明書を機器に添付しなければなら	
第2項続		取扱説明書等への表示又は記載がされるも			ない。	
き		のとする。		7.12.4	7.12.4 複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形	
					機器の取扱説明書には、可能性がある危険を避けるために	
					制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載し	
					なければならない。	
				7.101	7.101 手又は手動の水栓で給水する機器は、指示レベルを	
					表示しなければならない。	
				7.102	7.102 等電位ボンデイング端子には、IEC 60417 の記号	
					5021 を表示しなければならない。	
				構造 22	箇条 22 構造	
				22.102	22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、照明、	
					スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。	
				箇条 25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.3	25.3 取扱説明書及び据付説明書には、電源コードの詳細	
					を記載しなければならない。	
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当		第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。	
	ける安全機能の	供用期間中、安全機能が維持される構造であ	□非該当	箇条 23	箇条 23 内部配線	
	維持	るものとする。		23.3	23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用	
					時に屈曲を受ける可能性がある場合には、屈曲試験に耐え	
					なければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当		規格	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	■該当		第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。	
	場所を考慮した	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は	□非該当	箇条6	箇条 6 分類	
	安全設計	物件に損傷を与えるおそれがないように設		6.1	6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス OI 又はクラ	
		計され、及び必要に応じて適切な表示をされ			スIでなければならない。	
		ているものとする。		6.2	6.2 機器の水に対する保護等級は、IPX1 以上でなければな	
					らない。	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定され	■該当		第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。	
	る部品及び材料	る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	□非該当	箇条 25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものと		25.7	25.7 電源コードは、オーディナリークロロプレン又はそ	
		する。			の他の合成エラストマーシース付きコードと同等以上の	
					特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければなら	
					たい。	
				箇条 29	箇条29空間距離、沿面距離及び固体絶縁	
				29.2	29.2 汚染にさらされる可能性がある場合には、絶縁物の	
					比較トラッキング指数 (CTI) は250以上でなければなら	
					たい。	
				附属書 BB	附属書BB エラストマ製部品の老化試験	
					試験片は、洗剤溶液及びすすぎ剤溶液に浸せきさせた結	
					果、質量増加は110%を超えてはならない。	
					試験片の硬さの変化は、8 IRHD を超えてはならない。	
					試験片の表面は、粘着性をもってはならない。さらに、裸	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					眼で見える割れ、その他の劣化があってはならない。	
第七条	感電に対する保	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応	■該当		第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次によ	
第1号	護	じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	□非該当		వ .	
		措置が講じられるものとする。		箇条 22	箇条22 構造	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと		22.104	22.104 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			触するような底面の開口部があってはならない。	
		保護すること。				
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ	■該当		第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次によ	
第2号	護	うに抑制されていること。	□非該当		ప .	
				箇条 27	箇条 27 接地接続	
				27.2	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための	
					端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固	
					定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなけれ	
					ばならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	■該当		第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、か	□非該当	箇条 15	箇条 15 耐湿性等	
		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た		15.2	15.2 機器は、通常使用時にこぼれた液体によって電気絶	
		れるものとする。			縁に悪影響を及ぼさない構造でなければならない。	
				15.101	15.101 水の充塡又は清掃のために水栓を備えている機器	
					は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければな	
					らない。機器は、試験にて水栓を全開した後、耐電圧試験	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条					に耐えなければならない。	
続き				箇条 19	箇条 19 異常運転	
				19.101	19.101 プログラマ又はタイマをもつ機器は、異常運転で	
					も巻線温度は規定の値を越えてはならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.6	22.6 巻線又は絶縁に沿面距離が規定未満に減少するよう	
					な、すすぎ剤の堆積又は液体の痕跡があってはならない。	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及	■該当		第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。	
	らの保護	ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない	□非該当	箇条 19	箇条19 異常運転	
		ように、発火する温度に達しない構造の採		19.101	19.101 プログラマ又はタイマをもつ機器は、異常運転で	
		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措			も炎が機器から漏れてはならない。	
		置が講じられるものとする。		箇条 22	箇条 22 構造	
				22.106	22.106 機器は、乾燥期間中に水に覆われていない電熱素	
					子に接触している洗浄中の物品によって、火災の危険を生	
					じない構造でなければならない	
				22.107	22.107 機器は、電熱素子、電熱素子の支持部分又は機器	
					の中で用いる全ての容器が変形した結果として、電熱素子	
					が機器の内側又は容器に用いる可燃性材料に触れるおそ	
					れがない構造でなければならない。	
				箇条30	箇条30 耐熱性及び耐火性	
				30.2.1	30.2.1 非金属材料の部分は、650℃のグローワイヤ試験に	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					耐えなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当		第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。	
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当	19.101	19.101 プログラマ又はタイマをもつ機器は、異常運転で	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等			も溶融金属が機器から漏れてはならない。	
		の火傷を防止するための設計その他の措置				
		が講じられるものとする。				
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性に	■該当		第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次に	
条第1項	よる危害の防止	よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	□非該当		よる。	
		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷		箇条 20	箇条 20 安定性及び機械的危険	
		を与えるおそれがないように、適切な設計そ		20.101	20.101 機器は、ドア及び蓋を閉じた状態で、機器の最上	
		の他の措置が講じられるものとする。			部の縁に対して、最も不利となる方向に 340 N の力を加	
					え、機器は、転倒してはならない。	
				20.102	20.102 開けた状態のドアの中心、又は最も外側の位置に	
					ある負荷用の引き出しの中心のうち、いずれか不利となる	
					場所に23kgの質量のおもりをつり下げ、機器が転倒して	
					はならない。	
				20.103	20.103 垂直引上げドアは、人が傷害を受けないように、	
					十分な保護をしなければならない。	
				20.104	20.104 通常使用時での清掃作業及び保守作業について取	
					扱説明書に記載がある場合には、機械的な危険は、例えば	
					キースイッチ又は工具の使用によって防止しなければな	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

	技術基準		該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					らない。	
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	■該当		第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次に	
条第2項	よる危害の防止	の機械的作用によって生じる危険源によっ	□非該当		よる。	
		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与		箇条 21	箇条21機械的強度	
		えるおそれがないように、必要な強度を持つ		21.101	21.101 洗浄する物品を支持する棚及びラックは、十分な	
		設計その他の措置が講じられるものとする。			機械的強度をもち、通常使用時に変形してはならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.105	22.105 機器は、通常使用時に受ける可能性がある水圧に	
					耐えなければならない。	
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。)	
条	よる危害又は損	質が流出し、又は溶出することにより、人体	□非該当		異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器か	
	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお			ら漏れてはならない。	
		それがないものとする。		22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。(第1部	
					の規定による。)	
				22.23	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第	
					1部の規定による。)	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込ん	
					ではならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	
					の規定による。)	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

	技術基準		該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	以 □	項目番号	規定タイトル・概要	
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ	■該当	箇条 32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	
条	せられる電磁波	る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	□非該当		の規定による。)	
	による危害の防	れているものとする。				
	止					
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	19.7	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験	
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害	□非該当		において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはな	
		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが			らない。(第1部の規定による。)	
		ないように設計され、及び必要に応じて適切		19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ	
		な表示をされているものとする。			をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、	
					過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えて	
					はならない。(第1部の規定による。)	
				22.40	22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるた	
					めのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規	
					定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	
					機器が始動できないようにしなければならない。(第1部	
					の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠	
					隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなけ	
					ればならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四					とを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定	
条					による。)	
続き				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態	
					で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わ	
					なければならない。(第1部の規定による。)	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害	■該当		第1部の第十五条第1項に該当する規定によるほか、次に	
条第1項	び停止による危	を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当		よる。	
	害の防止	ないものとする。		箇条 20	箇条 20 安定性及び 機械 的危険	
				20.106	20.106 コンベア式食器洗浄機は、ドア又は蓋を閉じた後	
					に、自動的に始動できてはならない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次に	
条第2項	び停止による危	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	□非該当		よる。	
	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの		箇条 22	箇条 22 構造	
		とする。		22.101	22.101 発熱体用保護装置及び不意な動作が危険なモータ	
					保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくと	
					も1極以上を遮断する、非自己復帰形のトリップフリーの	
					ものでなければならない。	
				22.108	22.108 機器は、再始動によって機械的な危険、高温部分	
					又は高温の液体による温度的危険などの危険を招く場合	
					には、一時的に遮断した後に電源を再接続するときに、自	
					動的に再始動してはならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	■該当		第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次に	
条第3項	び停止による危	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当		よる。	
	害の防止	それがないものとする。		箇条9	箇条9 モータ駆動機器の始動	
				9.101	9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性が	
					ある全ての電圧状態の下で始動できなければならない。	
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系	■該当	箇条 10	箇条10入力及び電流(第1部の規定による。)	
条	合せ	統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	□非該当		機器に定格入力(定格電流)が表示されている場合、通常	
		常な電流に対する安全装置が確実に作動す			動作温度における入力(電流)は、許容値を超える差があ	
		るよう安全装置の作動特性を設定するとと			ってはならない。	
		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が		箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
		異常な電流に耐えることができるものとす			故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保	
		వ .			する場合は、適切なものを選ばなければならない。	
				25.8	25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表	
					第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11	
					に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければな	
					らない。(第1部の規定による。)	
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
条	する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止	□非該当		電子的スイッチを持つ機器には、イミュニティ試験を実施	
	_	する構造であるものとする。			する。	
第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	□該当	_	_	J55014-1 等の別
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	■非該当			規格で規定され

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
		音を発生するおそれがないものとする。				ている。
第十九	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の	■該当		第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。	
条		注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法	□非該当	箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
		律第百四号) によるものを除く。) を、見や		7.1	7.1 モータの逆回転が危険を招く場合には、回転方向の表	
		すい箇所に容易に消えない方法で表示され			示は、モータ上に明瞭に視認できなければならない。	
		るものとする。		7.15	7.15 固定形機器の場合、機器を設置した後、表示が見え	
					るように配置することが実際的でないときは、関連情報を	
					取扱説明書に記載するか、又は機器の設置後に、機器の近	
					傍に貼ることができる追加表示を提供しなければならな	
					V.	
				7.102	7.102 等電位ボンデイング端子の表示は、着脱可能なね	
					じ、座金、その他の部品の上に配置してはならない。	
				箇条 22	箇条22構造	
				22.103	22.103 手動で給水する容器の満たすべき水位表示は、給水	
					時に容易に確認できる位置になければならない。	
第二十	表示等(長期使	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定	□該当	_	_	長期使用製品安
条第1項	用製品安全表示	によるほか、当該各号に定めるところによ	■非該当			全表示制度につ
	制度による表	వ 。				いては、省令で
	示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電				明確に規定され
		気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに				ているため、整
		限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる				合規格は不要。

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	. 改当	項目番号	規定タイトル・概要	1
第二十		換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所				
条第1項		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない				
続き		方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。)				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				
第二十	表示等(長期使	二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機	□該当	_	_	同上
条第2項	用製品安全表示	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			
	制度による表	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				
	示)	項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	- W=	項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	表示等(長期使	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置	□該当	_	_	同上
条第3項	用製品安全表示	を有するものを除く。)及び電気脱水機(電	■非該当			
	制度による表	気洗濯機と一体となっているものに限り、産				
	示)	業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇				
		所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな				
		い方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				
第二十	表示等(長期使	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの	□該当	_	_	同上
条第4項	用製品安全表示	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の	■非該当			
	制度による表	見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容				
	示)	易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示				
		すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				

規格番号: JIS C 9335-2-58:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	µ∕v.⊐i	項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨				